



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県総合福祉センターの利用料金の承認（福祉政策課）…………… 1
- 歳入の収納の事務の委託（青少年・子ども家庭課）…………… 3
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課）…………… 4
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 4
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 4

公 告

- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 5

公安委員会事項

- 沖縄県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6

告 示

沖縄県告示第333号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合福祉センターの利用料金を承認した。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県総合福祉センター
- 2 指定管理者 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年7月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設利用料金

区分	利用料金の額					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
多目的ホール	7,260円	14,520円	14,520円	21,780円	29,040円	36,300円
会議室（小）	1,210円	2,420円	2,420円	3,630円	4,840円	6,050円
会議室（中）	1,560円	3,250円	3,250円	4,840円	6,520円	8,090円
会議室（大）	2,770円	5,670円	5,670円	8,470円	11,360円	14,140円
介護実習室	1,560円	3,250円	3,250円	4,840円	6,520円	8,090円
研修室（中）	1,560円	3,250円	3,250円	4,840円	6,520円	8,090円
研修室（大）	2,770円	5,670円	5,670円	8,470円	11,360円	14,140円
視聴覚室	1,560円	3,250円	3,250円	4,840円	6,520円	8,090円

教室（小）	1,210円	2,420円	2,420円	3,630円	4,840円	6,050円
教室（中）	1,560円	3,250円	3,250円	4,840円	6,520円	8,090円
教室（大）	2,770円	5,670円	5,670円	8,470円	11,360円	14,140円
ボランティア室	1,560円	3,250円	3,250円	4,840円	6,520円	8,090円
結プラザ	1時間につき2,420円 野外ステージを併せて使用する場合 1時間につき3,020円					
ロビー展示場	1日につき2,420円					
アルコープ展示場	1日につき1,210円					

備考

1 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金（以下「超過料金」という。）の額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。

(1) 12時から17時までは、超過時間1時間につき午後の利用料金の額の4分の1の額に100分の120を乗じた額

(2) 17時後は、超過時間1時間につき夜間の利用料金の額の3分の1の額に100分の120を乗じた額

2 多目的ホールを練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額とする。

3 1及び2において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(2) 附属設備利用料金

ア 多目的ホール

種別	品目	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	330円
	司会者卓	1台	160円
	花台	1台	110円
音響映像器具	ダイナミックマイク	1台	220円
	ワイヤレスマイク	1台	450円
	演台用マイク	1台	220円
	CDプレーヤー	1台	560円
	MDプレーヤー	1台	560円
	LD/DVDプレーヤー	1台	2,980円
	カセットテープレコーダー	1台	560円
	ビデオテープレコーダー（再生）	1台	2,980円
	ビデオテープレコーダー（録画）	1台	1,830円
	プロジェクター	1台	2,980円
照明器具	サスペンションライト（500W×24台）	1列	500円
	サイドスポットライト（500W×12台）	1式	330円

	センタースポットライト（1 Kw× 8 台）	1 式	330円
	フォロースポットライト（1 Kw× 2 台）	1 式	110円

備考 多目的ホールの附属設備利用料金は、1 ステージごとに徴収する。ただし、長時間連続して利用する場合は、4 時間ごとに1 ステージとみなす。

イ 研修室等

種別	品目	単位	利用料金の額
音響映像器具	ダイナミックマイク	1 台	220円
	ワイヤレスマイク	1 台	450円
	C Dプレーヤー	1 台	450円
	カセットテープレコーダー	1 台	330円
	D V Dプレーヤー	1 台	1, 430円
	ビデオテープレコーダー	1 台	1, 430円
	ビジュアルプレゼンター	1 台	1, 430円
	プロジェクター	1 台	1, 430円

ウ ロビー等

種別	品目	単位	利用料金の額
その他	展示パネル	1 枚	50円

備考 展示パネルの利用料金は、1 日を単位とする。

エ 結プラザ

種別	品目	単位	利用料金の額
音響映像器具	ワイヤレスマイク	1 台	450円
	ワイヤレスアンプ	1 台	560円
その他	折りたたみイス	1 脚	20円

オ 冷房設備

区分	単位	利用料金の額
多目的ホール	1 時間につき	2, 280円
会議室（小）	1 時間につき	250円
会議室（中）	1 時間につき	500円
会議室（大）	1 時間につき	780円
ボランティア室	1 時間につき	500円

備考 教室（小）は会議室（小）と同じ区分とし、介護実習室、研修室（中）、視聴覚室及び教室（中）は会議室（中）と、研修室（大）及び教室（大）は会議室（大）と同じ区分とする。

沖縄県告示第334号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る元利償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

沖縄県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり東風平町東風平土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
野原孝榮	八重瀬町字東風平414番地
宮城榮一郎	八重瀬町字東風平349番地
中村清孝	八重瀬町字東風平131番地
宮城榮希	八重瀬町字東風平831番地 1
中村弘正	八重瀬町字東風平31番地
比屋根成男	八重瀬町字東風平1423番地 3
新垣孝雄	八重瀬町字伊覇288番地 5
新垣榮龜	八重瀬町字東風平272番地 5
宮城茂信	八重瀬町字東風平313番地
大城清榮	八重瀬町字伊覇56番地 7

沖縄県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（西東西地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年6月11日から令和3年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

沖縄県告示第337号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、久米島加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

(1) 日時 令和2年8月11日から同月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立農業大学校（名護市大北一丁目15番9号）及び沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）

2 対象となる家畜の種類 牛

3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に令和2年7月27日までに提出すること。

4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月3日 沖縄県指令土第149号、平成29年10月17日 沖縄県指令土第717号（変更）、平成30年3月23日 沖縄県指令土第252号（変更）、令和元年6月5日 沖縄県指令土第417号（変更）、令和2年6月12日 沖縄県指令土第362号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字新川皆野宿1570番1ほか11筆及び字新川富崎1624番ほか15筆（4工区）

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区赤坂二丁目10番5号税理士法人赤坂国際会計事務所内 シェフフィールドアセット特定目的会社 取締役 山崎亮雄

5 検査済証番号 令和2年6月24日 第4667号

6 工事完了年月日 令和2年6月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月29日 沖縄県指令土第674号、平成30年11月30日 沖縄県指令土第869号（変更）、令和2年6月2日 沖縄県指令土第337号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市伊祖五丁目637番ほか10筆

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 道路

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港三丁目39番11号 株式会社大成ホーム 代表取締役 喜名景太

5 検査済証番号 令和2年6月30日 第4668号

6 工事完了年月日 令和2年6月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年7月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月28日 沖縄県指令土第515号、令和2年6月11日 沖縄県指令土第348号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 金武町字金武大保根原11655番1の一部、字金武字謝原12604番及び12605番並びに12561番ほか4筆のそれぞれの一部並びに字金武岬原12742番12ほか3筆及び12742番2ほか4筆のそれぞれの一部（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 金武町字金武1番地 金武町長 仲間一
- 5 検査済証番号 令和2年7月1日 第4669号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月12日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第11号

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月14日

沖縄県公安委員会

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表那覇市の項中「及び久米2丁目」を「、久米2丁目及び辻2丁目」に改め、同表に次のように加える。

沖縄市	上地一丁目及び上地二丁目
名護市	城一丁目
石垣市	美崎町及び字大川

附 則

この規則は、令和2年7月14日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--